

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和元年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2,165.06	2,440.92	2,178.68	2,339.38	2,287.44	2,140.48						
残滓搬出量	280	360	280	280	300	270						

2. 焼却炉の運転状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	11	31	30	17	—	—						
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	922	923	918	913	—	—						
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	170	171	171	171	—	—						
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	1	1	1	0	—	—						
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—						

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	13	—	—	4	31	24						
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	915	—	—	902	902	902						
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	171	—	—	173	173	174						
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	3	—	—	3	2	2						
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置						

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ)

項目 / 焼却炉			1号炉			2号炉			測定実施回数
試料採取位置			煙突出口			煙突出口			ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 4回/年
試料採取月日			5月10日			4月11日			
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月21日			5月27日			
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			7月8日			6月11日			
測定項目	規制基準値	単位	測定結果 (酸素濃度12%換算値)						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup> N	0.003 未満			0.003 未満			大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満			0.06 未満			大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	11 未満			12 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	32			32			大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満			0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満			0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満			0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.035			0.065			ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。